

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第7号 松崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第7号は、松崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（福本栄一郎君） いま総務課長の方で月60時間を超えた職員についてこれが適用になると、その60時間というのは、誰が把握しているんですか、教えてください。

○総務課長（山本秀樹君） それぞれ時間外命令簿がありまして、その勤務命令に従って月何時間というのがそれぞれの課から総務課の方に出されますので、それを見て確認をするというような形になります。

○2番（福本栄一郎君） それはわかりますけれども、私も一般質問でやりましたけれども、町長が、職員が財産と言いましたよね。ですから、私は職員を大事にしてください。私は地元の宮内ですから、ここも宮内です。役場もね。夜遅くまで電気が点いているんですよ。職員の健康状態を私は非常に心配しているんです。

町長がおっしゃられるように、職員が松崎町をリードしていかなければならないということなんですよ、町長をはじめとして。私が言いたいのは、職員の健康状態はどうでしょうか。代休も結構です。ですから、その辺が、町長の考え方、しかも町長は出張なんかかなり多くしているでしょうけれども、役場へと寄ると思うんですよ。その辺の職員の見回りというんですか、その辺はいかがでしょうか。

○町長（齋藤文彦君） 職員の見回りといいますか、一般質問でも答えましたけれども、朝は8時10分の体操をやって見回りますし、いろいろ外へ出て遅く帰ることもあるわけですが、私も、本当にアフター5で、5時になったら帰って、それぞれが本当に家庭のことや趣味のこととか、そういう公共なことに参加してくれと言っているわけですが、なか

なか厳しくてやれませんが、先ほど申しましたとおり、町の一番の財産は職員だと思っていますので、職員が元気で働けるようなことを心がけているところでございます。

○総務課長（山本秀樹君） 職員の管理につきましては、町長の方からもその辺はぬかりないようにというようなことで指示を受けておりますので、総務課の方からも人事管理等職員の健康管理につきましては、気を使っているところです。

今回職員の一般検診等でチェックをされた部分とか、要受診とされた職員につきましては、まず病院へ行って検診を受けるようにと、それが、本当に行ったかどうかという追跡調査までしまして、とりあえず受診の健康には留意するようにと。

それから、仕事に対する取り組み方とか処理の仕方とか、それはそれぞれ担当課の課長を通じて課内でいろいろ話し合いながら、また仕事をシェアするなど、いろんな方策を用いて、1人に過重な負担にならないような対応をとるよう努めているところでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 松崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

(午前11時48分)

---